

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から同年10月まで

私は、平成5年に市役所で国民年金の加入手続を行った。その際、遡って納付可能な平成3年11月から5年10月までの2年分の国民年金保険料を納付すると申し出たが、年金事務所の記録では、その2年分の保険料のうち申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

わざわざ窓口で納付可能な期間を確認し、国民年金保険料を遡って納付すると申し出て、そのとおり納付しているのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年に市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った際、過去の未納分を全て納付したいと申し出たが、窓口での説明により、国民年金加入時から遡って2年間の保険料しか納付できないことが分かり、その時点で納付可能な期間は全て納付する旨申し出たので、申立期間が未納のはずはない旨主張しているところ、オンライン記録及びA市の電算記録によると、申立人は、国民年金の加入手続を行った平成5年12月15日の時点において過年度納付が可能な期間であった3年11月以降の国民年金保険料（申立期間を除く。）を納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間についても納付書が交付されていたものと考えられ、当時納付可能であった期間の保険料を全て納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立期間は7か月と短期間である上、オンライン記録において、申立人は、申立期間前後の期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できることを踏まえると、当時、納付可能であった期間のうち申立期間に係る国

民年金保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち申立期間に係る資格喪失日(昭和47年7月16日)及び資格取得日(昭和47年8月16日)に係る記録を取り消し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月16日から同年8月16日まで

私は、昭和41年4月4日付けでA社に入社し、現在も継続勤務しているが、申立期間の被保険者記録が無い。

申立期間は、A社の関連会社に派遣されていた時期であるが、厚生年金保険料は継続して控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、昭和47年7月16日に資格を喪失後、同年8月16日に資格を再度取得しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録及びA社が発行した在籍証明書並びにB健康保険組合被保険者台帳から、申立人は、昭和41年4月4日から現在まで、A社に継続して勤務し、当該期間についてB健康保険組合の被保険者であったことが確認できる。

また、A社は、「労働者名簿により、申立人は、昭和41年4月4日から現在までA社に在籍していることが確認でき、在籍中は、給与から厚生年金保険

料を継続して控除することとしている。申立人は、47年7月16日にA社から関連事業所であるC社に派遣されているが、従業員を関連事業所等に派遣した場合、派遣元であるA社において厚生年金保険に加入させていることから、申立人について、47年7月16日に資格を喪失させ、同年8月16日に再度資格を取得させたことは、弊社の届出ミスである。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社は、「申立人についてC社への派遣に合わせて標準報酬月額の見直しを行ったと思う。」と回答しているところ、前述の労働者名簿の記録から、申立人は昭和47年7月16日にA社からC社へ派遣されていることが確認でき、申立人のA社における同年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いこと、及び事業主は、「申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届を誤って届け出た。」と認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年7月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を平成4年6月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年6月を28万円、同年7月を32万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月26日から同年8月1日まで

B社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間も同事業所に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、申立人は、昭和59年9月25日から平成4年6月25日までの期間においてはC社に、申立期間を含む同年6月26日から10年1月25日までの期間においてはB社に継続して勤務していることが確認できるところ、同僚の供述などから判断すると、同社はC社から独立した会社であることがうかがえる。

また、申立人が所持する平成4年6月分の給与明細書(平成4年7月5日支給)において、同年6月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できる。

さらに、申立人が所持するC社(申立期間前)及びB社(申立期間以降)で勤務していた期間に使用されていた給与明細書の形状等は一致しており、両事業所における給与支払事務の継続性が認められること等から判断すると、申立人が給与明細書を所持していない期間(申立期間のうちの平成4年7月)につ

いても、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する平成4年6月分の給与明細書で確認できる厚生年金保険料の控除額及び申立人のA社における平成4年8月のオンライン記録から、平成4年6月は28万円、同年7月は32万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成4年8月1日とされており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無いものの、申立人及び同僚の供述等から推認できる従業員数及び業種から、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

宮崎国民年金 事案 506

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から44年3月まで

私が20歳になった時、義母が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ってくれていたはずであるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年7月に払い出されており、同年4月以降の国民年金保険料が納付されていることが確認できるところ、その時点では、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であったと考えられるが、申立人は、「国民年金保険料を納付してくれていた義母から保険料を一括納付したとの話は聞いていない。」と述べているとともに、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする義母は既に死亡していることから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 60 年 7 月まで

A社に勤務していた申立期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与総支給額と相違しているので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡って引き下げられているなどの不自然な形跡は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間について、申立人と同職種であったとする同僚の標準報酬月額を確認したところ、申立人とほぼ同様に推移していることが認められることから判断すると、申立人の標準報酬月額のみが特に低額であるという事情は見当たらない。

さらに、申立人と同職種であったとする同僚が提出した、申立期間の一部に係る給与明細書によると、前述の被保険者名簿で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、A社は既に廃業している上、当時の事業主は既に死亡しており、事業主の妻も、「当時の社会保険関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る給与支給額及び厚生年金保険料の

控除額等を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係るA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月から21年5月14日まで

私は、昭和20年11月から21年11月30日までの期間において、A社B事業所に勤務していたが、年金事務所の記録では同社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月15日とされており、申立期間の被保険者記録が確認できない。申立期間において同社に勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる同僚二人が、「申立期間当時は試用期間があり、試用期間においては厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料が控除されることは無かったと思う。」と供述していること、及び申立人が氏名を挙げた同僚が、「私は申立事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、申立期間に当該同僚に係る被保険者記録が確認できないことから判断すると、A社B事業所では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況、及び必ずしも全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A社B事業所の合併後の事業所であるC社は、「申立人に係る関連資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び年金手帳記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日はいずれも昭和21年5月15日とされており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。